

明和町における開発行為手続きの流れ

令和4年4月1日現在

■ 開発行為

都市計画法第 29 条の規定に基づき、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う 1,000 m²以上の土地の区画形質の変更をいいます。

■ 開発許可申請にかかる窓口・主な書類の提出先

明和町役場 まちづくり戦略課 まち開発係

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

電話：0596-52-7112 ファクス：0596-52-7133

■ 開発許可申請の審査等実施機関

1 ha 未満の開発行為：三重県 松阪建設事務所 建築開発課

電話：0598-50-0587

1 ha 以上の開発行為：三重県 県土整備部 建築開発課 開発審査班

電話：059-224-3087

■ 開発許可手続きの流れ

事前調査

開発許可申請手続きにおける手戻り負担を軽減するため、各所管担当にて条件調査、他法令による手続き等をご確認ください。

※主な調査項目と所管担当

- ・ 開発手続き全般 : まちづくり戦略課
- ・ *排水については、現地状況等を確認の上でご相談ください。
道路側溝、農業用排水施設等の別により、手続き・管理者等をご案内します。
- ・ 道路等施行承認・占用・カーブミラー : 建設課
- ・ 農業振興地域、森林法 : 産業振興課
- ・ 農地転用 : 農業委員会事務局
- ・ 上水道・下水道・合併浄化槽 : 上下水道課
- ・ 自治会・ゴミ収集 : 生活環境課
- ・ 交通安全 : 総務防災課
- ・ 埋蔵文化財 : 斎宮跡・文化観光課
- ・ 学校関係 : 教育課
- ・ 消防用水利施設 : 松阪地区広域消防組合

開発事前協議申請

明和町開発指導要綱に基づき、都市計画法第 32 条に規定する公共施設管理者との協議を行うための申請です。

10 部（福祉施設の場合 11 部）開発事前協議申請資料を揃え、明和町まちづくり戦略課にご提出いただきます。

(裏面につづく)

